

職員の競争試験及び選考の状況

1 競争試験

(1) 採用試験

ア 試験実施概要

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
大学卒業程度試験	行政・心理・獣医師・薬学・水産・農業土木・土木・警察事務・少年補導	(獣医師を除く試験区分) 昭和50年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた者 昭和58年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業したものを含む) (獣医師) 昭和46年4月2日から昭和56年4月1日までに生まれた者 獣医師は、獣医師免許を有する者(5月31日までに取得見込みのものを含む) 薬学は、薬剤師免許を有する者(6月30日までに取得見込みのものを含む) 水産は、水産業改良普及員の資格を有する者(3月31日までに取得見込みのものを含む)	5月18日から6月11日まで	6月27日	7月26日から7月28日まで	教養試験 五肢択一式 45問150分 必須問題(25問)及び選択問題(30問中20問) 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 集団討論(行政) 論文試験 適性検査 身体検査
高校卒業程度試験	一般事務・学校事務(出雲)・土木	昭和58年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者	8月9日から9月3日まで	9月26日	10月25日から10月29日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験(土木) 五肢択一式 120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査

試験の 種 類	試 験 区 分	受 験 資 格	試 験 日 程			試 験 内 容	
			受 付 期 間	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験	第 1 次試験	第 2 次試験
資格免許 職 試 験	臨床検査技師	昭和 51 年 4 月 2 日から昭和 59 年 4 月 1 日まで に生まれた者 で、臨床検査技 師の免許を有す るもの(取得見 込みのものを含 む)	8 月 9 日から 9 月 3 日まで	9 月 26 日	10 月 25 日から 10 月 29 日まで	教養試験 五肢択一式 50 問 150 分 専門試験 五肢択一式又 は択一式と記 述式 120 分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査
	視 能 訓 練 士	昭和 51 年 4 月 2 日から昭和 59 年 4 月 1 日まで に生まれた者 で、視能訓練士 の免許を有する もの(取得見込 みのものを含 む)	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
	助 産 師	昭和 50 年 4 月 2 日から昭和 59 年 4 月 1 日まで に生まれた者 で、助産師の免 許を有するもの (取得見込みの ものを含む)	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
	看 護 師	昭和 51 年 4 月 2 日から昭和 60 年 4 月 1 日まで に生まれた者 で、看護師の免 許を有するもの (取得見込みの ものを含む)	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
	司 書	昭和 52 年 4 月 2 日から昭和 60 年 4 月 1 日まで に生まれた者 で、司書の資格 を有するもの (取得見込みの ものを含む)	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
警察官 (10月採用・大学卒) 試験	警察官	昭和48年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた者で、大学を卒業したもの(9月30日までに卒業見込みのものを含む) 昭和57年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業したもの(9月30日までに卒業見込みのものを含む)	4月5日から4月23日まで	5月16日	7月5日から7月8日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査
警察官 (大学卒) 試験	警察官	昭和49年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた者で、大学を卒業したもの(卒業見込みのものを含む) 昭和58年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業したもの(卒業見込みのものを含む)	5月17日から6月11日まで	7月11日	8月23日から8月26日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査	同 上
警察官 (高校卒業程度) 試験	警察官	昭和49年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者(ただし、大学を卒業したものと及び卒業見込みのものを除く)	7月8日から8月6日まで	9月19日	11月8日から11月11日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 身体・体力検査	同 上

イ 試験実施結果

試験 種類	試験区分	採用予定 人 員	性 別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)				計	受験率 (B)/(A)	第 1 次試験合格者数 (C)				計	第 2 次試験 受験者数	最終合格者数 (D)				計	最終合格 率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H17.5.1現在
					大学卒	短大卒	高校卒	その他			大学卒	短大卒	高校卒	その他			大学卒	短大卒	高校卒	その他				
大 学 卒 業 程 度	行政	6	男	268	183				183	68.3%	19				19	17	5				5	2.7%	36.6	5
			女	113	79	2	1		82	72.6%	4				4	4	1				1	1.2%	82.0	1
			計	381	262	2	1		265	69.6%	23				23	21	6				6	2.3%	44.2	6
	心理	1	男	13	13				13	100.0%	2				2	2	1				1	7.7%	13.0	1
			女	25	18				18	72.0%	2				2	2								
			計	38	31				31	81.6%	4				4	4	1				1	3.2%	31.0	1
	獣医師	5	男	3	3				3	100.0%	3				3	3	3				3	100.0%	1.0	3
			女	5	3				3	60.0%	3				3	3	2				2	66.7%	1.5	2
			計	8	6				6	75.0%	6				6	6	5				5	83.3%	1.2	5
	薬学	6	男	8	8				8	100.0%	6				6	6	2				2	25.0%	4.0	2
			女	10	8				8	80.0%	6				6	6	4				4	50.0%	2.0	4
			計	18	16				16	88.9%	12				12	12	6				6	37.5%	2.7	6
	水産	1	男	9	7				7	77.8%	4				4	4	1				1	14.3%	7.0	1
			女	3	3				3	100.0%														
			計	12	10				10	83.3%	4				4	4	1				1	10.0%	10.0	1
	農業土木	1	男	16	9				9	56.3%	2				2	2	1				1	11.1%	9.0	1
			女	5	3				3	60.0%	3				3	3								
			計	21	12				12	57.1%	5				5	5	1				1	8.3%	12.0	1
	土木	1	男	43	27	2	1		30	69.8%	4				4	4	1				1	3.3%	30.0	1
			女	6	2	1			3	50.0%	1				1	1								
			計	49	29	3	1		33	67.3%	5				5	5	1				1	3.0%	33.0	1
	警察事務	1	男	34	29				29	85.3%	3				3	2								
			女	28	21				21	75.0%	2				2	2	1				1	4.8%	21.0	1
			計	62	50				50	80.6%	5				5	4	1				1	2.0%	50.0	1
	少年補導職員	2	男	13	10				10	76.9%	3				3	1	1				1	10.0%	10.0	1
			女	13	9				9	69.2%	4				4	3	1				1	11.1%	9.0	1
			計	26	19				19	73.1%	7				7	4	2				2	10.5%	9.5	2
	合計	24	男	407	289	2	1		292	71.7%	46				46	41	15				15	5.1%	19.5	15
			女	208	146	3	1		150	72.1%	25				25	24	9				9	6.0%	16.7	9
			計	615	435	5	2		442	71.9%	71				71	65	24				24	5.4%	18.4	24

第1次試験：6月27日 第2次試験：7月26日～7月28日

試験 種類	試験区分	採用予定 人 員	性 別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)				計	受験率 (B)/(A)	第 1 次試験合格者数 (C)				計	第 2 次試験 受験者数	最終合格者数 (D)				計	最終合格 率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H17.5.1現在
					大学卒	短大卒	高校卒	その他			大学卒	短大卒	高校卒	その他			大学卒	短大卒	高校卒	その他				
高 校 卒 業 程 度	一般事務	2	男	42		1	21	13	35	83.3%			1	5	6	6				2	2	5.7%	17.5	1
			女	29		11	9	3	23	79.3%			2		2	2								
			計	71		12	30	16	58	81.7%			3	5	8	8				2	2	3.4%	29.0	1
	土木	1	男	8			6	2	8	100.0%			3	1	4	4			1		1	12.5%	8.0	1
			女	3																				
			計	11			6	2	8	72.7%			3	1	4	4			1		1	12.5%	8.0	1
	学校事務 (出雲地区)	2	男	24			8	12	20	83.3%			1	4	5	3								
			女	15		2	6	2	10	66.7%			1	1	2	2			1	1	2	20.0%	5.0	
			計	39		2	14	14	30	76.9%			2	5	7	5			1	1	2	6.7%	15.0	
	合計	5	男	74		1	35	27	63	85.1%			5	10	15	13			1	2	3	4.8%	21.0	2
			女	47		13	15	5	33	70.2%			3	1	4	4			1	1	2	6.1%	16.5	
			計	121		14	50	32	96	79.3%			8	11	19	17			2	3	5	5.2%	19.2	2

第1次試験：9月26日 第2次試験：10月25日～10月29日

試験 種類	試験区分	採用予定 人 員	性 別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)				計	受験率 (B)/(A)	第 1 次試験合格者数 (C)				計	第 2 次試験 受験者数	最終合格者数 (D)				計	最終合格 率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H17.5.1現在
					大学卒	短大卒	高校卒	その他			大学卒	短大卒	高校卒	その他			大学卒	短大卒	高校卒	その他				
資 格 免 許 職	臨床検査 技 師	1	男	7	3			3	6	85.7%														
			女	31	15	9		6	30	96.8%	4	1			5	5	1				1	3.3%	30.0	1
			計	38	18	9		9	36	94.7%	4	1			5	5	1				1	2.8%	36.0	1
	視能訓練士	1	男	2	1			1	2	100.0%	1			1	2	2								
			女	3				3	3	100.0%				2	2	2				1	1	33.3%	3.0	1
			計	5	1			4	5	100.0%	1			3	4	4				1	1	20.0%	5.0	1
	助産師	2	男	7		4		3	7	100.0%		2		3	5	7				2	2	28.6%	3.5	2
			女	7		4		3	7	100.0%		2		3	5	7				2	2	28.6%	3.5	2
	看護師	26	男	4		1		1	2	50.0%		1			1	1								
			女	108	30	49		19	98	90.7%	29	40		9	78	67	22	26		6	54	55.1%	1.8	30
			計	112	30	50		20	100	89.3%	29	41		9	79	68	22	26		6	54	54.0%	1.9	30
	司 書	1	男	10	8				8	80.0%	2				2	2								
			女	57	34	11			45	78.9%	2	1			3	3	1				1	2.2%	45.0	1
			計	67	42	11			53	79.1%	4	1			5	5	1				1	1.9%	53.0	1
	合計	31	男	23	12	1		5	18	78.3%	3	1		1	5	5				9	59	32.2%	3.1	35
			女	206	79	62		31	183	88.8%	35	44		14	93	84	24	26		9	59	29.4%	3.4	35
			計	229	91	63		36	201	87.8%	38	45		15	98	89	24	26		9	59			

第1次試験：9月26日 第2次試験：10月25日～10月29日

試験 種類	試験区分	採用予定 人 員	性 別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第 1 次試験合格者数 (C)				第 2 次試験 受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格 率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H17.5.1現在			
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒		その他	計	大学卒	短大卒				高校卒	その他	計
警 察 官	大卒 (10月採用)	17	男	152	122				122	80.3%	42				42	41	23				23	18.9%	5.3	22
		3	女	26	24				24	92.3%	9				9	9	4				4	16.7%	6.0	3
		20	計	178	146				146	82.0%	51				51	50	27				27	18.5%	5.4	25
	大卒	30	男	373	272				272	72.9%	91				91	68	36				36	13.2%	7.6	30
		4	女	67	45				45	67.2%	13				13	10	4				4	8.9%	11.3	4
		34	計	440	317				317	72.0%	104				104	78	40				40	12.6%	7.9	34
	高卒程度	17	男	173		11	85	19	115	66.5%		5	31	9	45	29		1	17	4	22	19.1%	5.2	20
		2	女	32		6	10	5	21	65.6%			4	3	7	15			2	1	3	14.3%	7.0	3
		19	計	205		17	95	24	136	66.3%		5	35	12	52	44		1	19	5	25	18.4%	5.4	23
	合計	64	男	698	394	11	85	19	509	72.9%	133	5	31	9	178	138	59	1	17	4	81	15.9%	6.3	72
		9	女	125	69	6	10	5	90	72.0%	22		4	3	29	34	8		2	1	11	12.2%	8.2	10
		73	計	823	463	17	95	24	599	72.8%	155	5	35	12	207	172	67	1	19	5	92	15.4%	6.5	82

大卒試験(10月採用).....第1次試験：5月16日、第2次試験：7月5日～8日

大卒試験.....第1次試験：7月11日、第2次試験：8月23日～27日

高卒程度試験.....第1次試験：9月19日、第2次試験：11月9日～11月11日

(2) 昇任試験

ア 試験実施概要

試験の 種 類	区 分	受 験 資 格	試 験 日 程			試 験 内 容	
			試験実施 通 知 日	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験	第 1 次試験	第 2 次試験
警 部 昇任試験	一 般	警部補として勤務した期間が4年以上の者	6月4日	10月14日	11月22日	筆 記 試 験 8 科 目 勤務成績等評定	口 述 試 験 術 科 試 験
警 部 補 昇任試験	一 般	巡査部長として勤務した期間が4年(大卒者にあつては2年)以上の者	6月4日	(予備試験) 9月22日 (1次試験) 10月13日	11月22日	(予備試験) 勤務成績等評定 五肢択一式50問 (1次試験) 筆記試験8科目 勤務成績等評定	口 述 試 験 術 科 試 験
	専 門	巡査部長として勤務した期間が8年以上の者	6月4日	10月13日	11月22日	筆記試験4科目 勤務成績等評定	口 述 試 験 術 科 試 験
巡査部長 昇任試験	一 般	巡査として勤務した期間が4年(大卒者にあつては2年)以上の者	6月4日	(予備試験) 9月21日 (1次試験) 10月12日	11月18日 11月19日	(予備試験) 勤務成績等評定 五肢択一式50問 (1次試験) 筆記試験8科目 勤務成績等評定	口 述 試 験 術 科 試 験
	専 門	巡査として勤務した期間が12年(大卒者にあつては8年)以上の者	6月4日	10月12日	11月18日 11月19日	筆記試験4科目 勤務成績等評定	口 述 試 験 術 科 試 験

イ 試験実施結果

試験の種 類	区分	申 込 者 数	予 備 試 験			第 1 次 試 験			第 2 次 試験合 格者数	最 終 合格率	昇 任 者 数
			受 験 者 数	受 験 率	合 格 者 数	受 験 者 数	受 験 率	合 格 者 数			
警部昇任試験	一般	119	-	-	-	115	96.6	27	15	13.0	15
警 部 補 昇 任 試 験	一般	140	140	100.0	90	100	91.7	52	39	39.0	39
	専門	24	-	-	-	23	95.8	12	9	39.1	9
	計	164	140	100.0	90	123	92.5	64	48	39.0	48
巡 査 部 長 昇 任 試 験	一般	225	220	97.8	93	113	100.0	61	46	40.7	46
	専門	29	-	-	-	28	96.6	19	13	46.4	13
	計	254	220	97.8	93	141	99.3	80	59	41.8	59
合 計		537	360	98.6	183	379	96.2	171	122	32.2	122

(注) 印は予備試験免除を除く。(警部補予備免除者 19 名。巡査部長予備免除者 20 名)

2 選考

(1) 採用選考

ア 適用根拠規定状況

規 定		部 局	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	委 員 会 等	計
職員の任用に関する規則	第 7 条 第 2 号	細則第 3 条第 1 号・2 号 (行政職・公安職の 4 級以上)	人 16 (16)	人 -	人 11 (11)	人 -	人 27 (27)
		細則第 3 条第 3 号 (海事職)	-	-	-	-	-
		細則第 3 条第 4 号 (研究職の 2 級以上)	-	-	-	-	-
		細則第 3 条第 5 号～7 号 (医療職)	13 (1)	-	-	-	13 (1)
	第 7 条第 5 号 (他の地方公共団体又は国の在職者)		1 (1)	-	3 (3)	-	4 (4)
	第 7 条第 6 号 (かつて職員であった者)		-	-	-	-	-
	第 7 条第 7 号・8 号 (競争試験を行うことが不適当な職)		6	-	1	-	7
	附則第 2 項 (第 5 条第 1 項にかかわらず選考に よることができるもの)		-	-	-	-	-
	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 3 条		-	-	-	-	-
地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第 3 条			1	-	-	-	1
合 計			37 (18)	-	15 (14)	-	52 (32)

(注) () 内は割愛採用で、内数である。

イ 職種別状況

部 局		知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	委 員 会 等	計
職 種						
行 政 職	部 ・ 次 長 級	2				2
	課 長 級	9				9
	ク・ル・フ・リ・タ・	5		1		6
	主任・主任主事・主任技師 ・主事・技師級	4		1		5
	計	20		2		22
公 安 職	警 視			1		1
	警部・警部補級			9		9
	巡 査 部 長			3		3
	巡 査					
	計			13		13
海 事 職						
研 究 職	学 芸 員	1				1
	研 究 員	2				2
医 療 職 (一)	医 師	13				13
医 療 職 (二)						
医 療 職 (三)						
任期付研究員		1				1
合 計		37		15		52

ウ 公開選考試験実施結果（ア又はイの一部）

試験 種類	試験区分	採用予定 人 員	性 別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第 1 次試験合格者数 (C)				第 2 次試験 受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格 率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H17.5.1現在	備考			
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒		その他	計	大学卒	短大卒					高校卒	その他	計
選 考 試 験	学芸員	1	男	7	6				6	85.7%	1				1	1	1				1	16.7%	6.0	1	1 次：9/26 2 次：11/8
			女	25	19	1			20	80.0%	5				5	5								2	
			計	32	25	1			26	81.3%	6				6	6	1				1	3.8%	26.0	1	
	研究員	1	男	7	7				7	100.0%	3				3	3	2				2	28.6%	3.5	2	1 次：9/26 2 次：11/8
			女	7	7				7	100.0%	3				3	3	2				2	28.6%	3.5	2	
	身体障害者対象 （一般事務）	1	男	2			1	1	2	100.0%	第 2 次試験なし							1	1	50.0%	2.0	1	1/15実施		
			女	2	1		1		2	100.0%															
	身体障害者対象 （警察事務）	1	男	1				1	1	100.0%	第 2 次試験なし							1	1	100.0%	1.0	1			
			女	1				1	1	100.0%															
	職業訓練指導員	1	男	2			1	1	2	100.0%	第 2 次試験なし							1	1	50.0%	2.0	1	2/12実施		
			女	2			1	1	2	100.0%															
	診療情報管理士	1	男	2	1				1	50.0%	第 2 次試験なし								1	1	100.0%	1.0		1	2/13・14実施
			女	2	1				1	50.0%															
			計	4	2				2	50.0%															
	合計	6	男	21	14		2	3	19	90.5%	4				4	4	3		1	1	5	26.3%	3.8	5	
			女	29	21	1	1		23	79.3%	5				5	5	1		1		2	8.7%	11.5	2	
			計	50	35	1	3	3	42	84.0%	9				9	9	4		2	1	7	16.7%	6.0	7	

(2) 昇任選考

級別昇任者数

給料表	部 局 級	知 事 部 局	企業局、議会 各 委 員 等	教 育 委 員 会	警 察 本 部	計
行 政 職	11	5 人	1 人	1 人	人	7 人
	10	15			1	16
	9	19	1		1	21
	8	78	2	14	2	96
	7	115	6	27	16	164
	6	83	4	9	4	100
	5	97	2	10	5	114
	4	104	8	28	7	147
	3	58		5	5	68
	2	8	1	2		11
	計	582	25	96	41	744
公 安 職	10				6	6
	9				6	6
	8				14	14
	7				33	33
	6				41	41
	5				30	30
	4				55	55
	3					
	2					
	計				185	185
海 事 職	5					
	4			1		1
	3			1		1
	2	1		3		4
	計	1		5		6
研 究 職	5	4			1	5
	4	3				3
	3	6		1		7
	2					
	計	13		1	1	15
医 療 職 (一)	4	5				5
	3	5				5
	2	4				4
	計	14				14
医 療 職 (二)	7					
	6	6				6
	5	6		1		7
	4	3		1		4
	3	8				8
	2	1				1
	計	24		2		26
医 療 職 (三)	7	1				1
	6	7				7
	5	10				10
	4	19				19
	3	30				30
	2					
	計	67				67
合 計		701	25	104	227	1,057

給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

1 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、平成16年9月6日及び10月13日、県議会議長及び知事に対し、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等に関する報告を行い、あわせて給与の改定について勧告した。その概要は、次のとおりである。

(1) 職員の給与（寒冷地手当）に関する報告及び勧告（平成16年9月6日）

報 告

人事院は、国家公務員の寒冷地手当について、民間事業所における寒冷地手当の支給状況に基づき、民間準拠の考えから北海道を支給地域とし、併せて、それに準ずる本州の一部地域に限定して支給対象とする勧告を行いました。

本委員会は、民間給与実態調査の結果、県内の民間事業所では寒冷地手当がほとんど支給されていないこと、また、職員の人事異動は県内異動が基本であることから、本県においては寒冷地手当を廃止することが適当であると判断しました。

なお、特例条例による給料の減額措置が行われている状況の中であって、寒冷地手当の廃止が職員に与える影響はさらに大きくなると考えられることから、手当の廃止にあたっては所要の経過措置が必要であると考えます。

勧 告

本委員会は、寒冷地手当について、次の措置を執られるよう勧告する。

ア 寒冷地手当は、今年度から廃止すること。

イ 廃止に伴う経過措置として、今年度に限り、現行規定による支給額の2分の1の額を支給すること。

(2) 職員の給与等に関する報告及び勧告（平成16年10月13日）

報 告

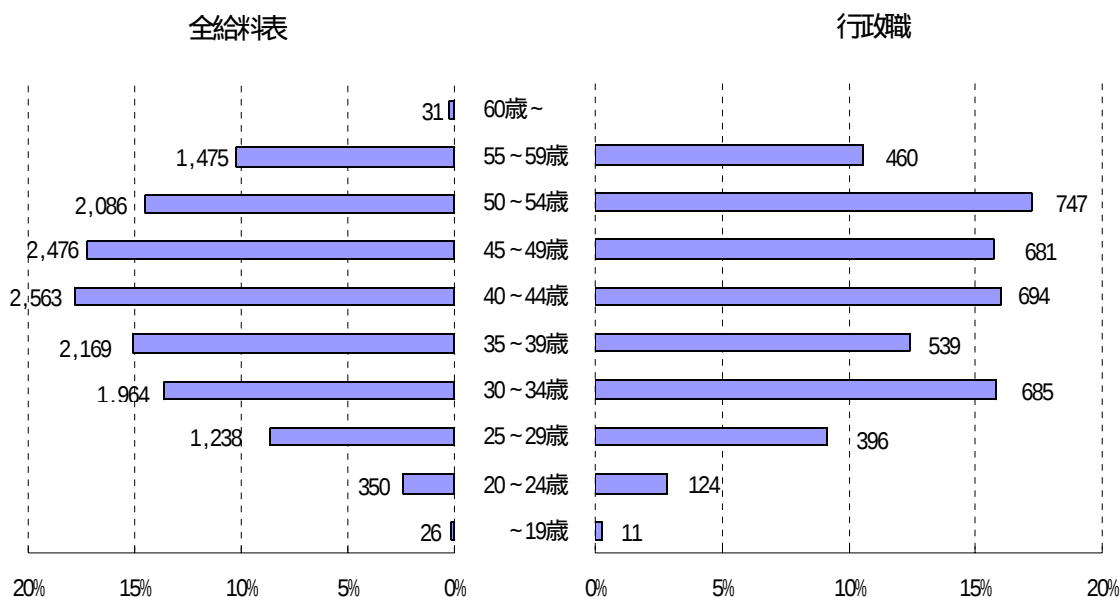
ア 職員給与の概況

県職員の平成16年4月1日現在における給与等の実態は、次のとおりである。

給料表別職員数及び構成比

区 分 給 料 表	職 員 数		構 成 比	
	平成16年	平成15年	平成16年	平成15年
	人	人	%	%
行 政 職	4,337	4,401	30.2	30.2
公 安 職	1,422	1,413	9.9	9.7
海 事 職	62	61	0.4	0.4
研 究 職	244	245	1.7	1.7
医 療 職 (一)	141	141	1.0	1.0
医 療 職 (二)	292	301	2.0	2.1
医 療 職 (三)	576	578	4.0	4.0
大 学 教 育 職	127	129	0.9	0.9
高 等 学 校 等 教 育 職	2,193	2,238	15.3	15.4
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職	4,984	5,049	34.7	34.7
合 計	14,378	14,556	100.0	100.0

職員の年齢階級別人数及び構成比



職員の平均給与月額状況

区 分 項 目	全 職 員		行 政 職 の 職 員	
	平成 16 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 15 年
給 料	円 380,175	円 381,057	円 355,543	円 355,724
	368,486	369,340	344,261	344,453
扶 養 手 当	11,602	11,809	12,940	13,077
調 整 手 当	653	719	377	554
住 居 手 当	4,174	4,743	2,914	3,633
通 勤 手 当	5,797	7,249	5,987	7,647
特 地 勤 務 手 当	5,107	5,412	3,794	3,992
寒 冷 地 手 当	1,902	1,889	2,020	1,989
そ の 他	3,392	4,002	1,972	1,916
合 計	412,802	416,880	385,547	388,532
	401,113	405,163	374,265	377,261

- (注) 1 給料及び合計の上段は減額措置前、下段は減額措置後の額である。
2 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
3 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）及びへき地手当（準ずる手当を含む。）の合計額である。
4 その他は、初任給調整手当等である。

イ 民間給与実態調査の概要

本年５月、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模 100 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上である県内 170 の民間事業所のうちから層化無作為抽出法により抽出した 100 事業所のうち 98 事業所に対し「平成 16 年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務に類似すると認められる職務に従事する者 4,392 人について、本年４月分として支払われた給与月額、特別給（ボーナス）をはじめとした諸手当及び雇用情勢等の調査を行った。

民間給与の状況

民間の従業者（事務・技術関係職種）		民 間 給 与
企業規模 500 人以上	企業規模 500 人未満	
支店長・工場長、部長、次長	—————	705,910 円
課 長	支店長・工場長、部長、次長	505,767
課 長 代 理	課 長	459,951
係 長	課 長 代 理	414,147
係 長	係 長	336,194
主 任	係 長	276,887
主 任	主 任 ・ 係 員	212,297
係 員	主 任 ・ 係 員	197,587
全 体		374,516

民間における定期昇給の実施状況

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 停止	定期昇 給制度 なし
			昨年に 比べ増額	昨年に 比べ減額	昨年と 変化なし		
一 般 職	86.2 %	79.4 %	23.3 %	4.6 %	51.5 %	6.8 %	13.8 %
管 理 職	74.4	67.5	21.0	3.0	43.5	6.9	25.6

民間における給与改定の状況

項 目 役職段階	ハ・ス・アップ° 実施	ハ・ス・アップ° 中止	ベースダウン	ベア慣行なし
一 般 職	25.9 %	57.0 %	2.5 %	14.6 %
管 理 職	25.9	46.9	1.2	26.0

民間における雇用調整等の調整内容

項目 区分	採用の停止・抑制	部門整理・ 部門間配転	委託・派遣 社員へ転換	転籍出向	一時帰休 ・休業	残業の規制	希望退職 者の募集	正社員 の解雇
平成 16 年	8.7 %	6.8 %	10.1 %	8.8 %	- %	5.7 %	2.5 %	1.1 %
平成 15 年	27.2	15.0	15.5	4.8	5.9	13.4	-	1.1

(注) 雇用調整の有無を項目別に調査。

調整内容の各項目は重複回答であり、何らかの雇用調整等を実施した事業所は、25.5% (昨年 48.7%) であった。

ウ 県職員給与と民間給与との比較

(ア) 公民給与の較差

職員給与と民間給与を比較すると、職員給与は減額措置前 385,547 円であり、民間給与 374,516 円に対して 11,031 円 (2.86 %) 上回り、減額措置後 374,265 円では 251 円 (0.07 %) 下回っている。

本県 (行政職) の職員給与と県内の民間給与との較差

民間給与 (A)	行政職の職員給与 (B)		較 差 (A - B)
374,516 円	減額措置前	385,547 円	11,031 円 (2.86 %)
	減額措置後	374,265 円	251 円 (0.07 %)

(注) 較差は、寒冷地手当見直し (本年経過措置分 1,010 円) 後では、減額措置前 10,021 円 (2.6 1 %)、減額措置後では 1,261 円 (0.34 %) である。

(イ) 扶養手当

民間における家族 (扶養) 手当の支給状況については、職員の扶養手当の現行支給状況とほぼ見合うものとなっている。

民間の家族手当及び職員の扶養手当の状況

	民 間	職 員
配 偶 者	13,195 円	13,500 円
配偶者と子 1 人	18,182 円	19,500 円
配偶者と子 2 人	23,013 円	25,500 円

(ウ) 住居手当

民間における住宅手当については、51.2% (昨年 49.6%) の事業所で支給されていた。

(I) 特別給

民間における、特別給については、直近 1 年間で調査したところ、年間計 4.13 月分 (昨年 3.98 月分) が支給されており、昨年より年間 0.15 月分増加している。

民間における特別給の支給状況

特 別 給 の 支 給 割 合			
平成 16 年	下半期 (平成 15 年 8 月～平成 16 年 1 月)	上半期 (平成 16 年 2 月～平成 16 年 7 月)	年 間 計
	2 . 1 2 月分	2 . 0 2 月分	4 . 1 3 月分
平成 15 年	上半期 (平成 14 年 5 月～平成 14 年 10 月)	下半期 (平成 14 年 11 月～平成 15 年 4 月)	年 間 計
	1 . 8 9 月分	2 . 0 9 月分	3 . 9 8 月分

(注) 1 調査期間が平成 1 6 年から変更されている。

2 支給割合については、小数第 3 位を四捨五入したため、年間計と一致しない場合がある。

備考 職員の場合、年間の平均支給月数は 4.40 月である。

エ 物価及び生計費

本年 4 月の消費者物価指数 (総務省「小売物価統計調査」) は、昨年に比べ全国で 0.4 ポイント下落の 97.9 (前年 98.3)、松江市で 0.5 ポイント下落の 98.0 (同 98.5) となっている。

一方、本年 4 月の勤労者世帯消費支出 (同省「家計調査」) は、昨年に比べ全国で 6.6% 増の 366,027 円 (昨年 343,295 円)、松江市では調査客体数の少なさ (松江市：55 客体) から変動が大きく 27.1% 増の 390,088 円 (同 306,868 円) となっている。

オ むすび

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等をどのように評価し、どのような措置を行っていくのが適当か、国及び他の都道府県の動向、さらに特例条例による給料の減額等を踏まえて任命権者及び職員団体の意見を聴取するなど、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、次のとおり結論を得た。

(ア) 給 与

本県の民間事業所においては、雇用調整等は厳しい措置も引き続き実施されているものの、昨年に比べ緩和している。一方、給与等の状況をみると、定期昇給を実施した事業所は昨年に比べ増加しているが、ベースアップを行っていない事業所が増加するなど厳しい状況は変わっていない。

本年 4 月分の職員給与は、特例条例による減額措置前では昨年に引き続き民間給与を上回り、減額措置後では民間給与を下回っている。また、8 月からの減額率の引き上げにより、その差はさらに大きくなっている。

このような状況、並びに国及び他の都道府県の動向などを考慮した上で、寒冷地手当については、支給時期等を勘案して先に勧告したところであり、今回、月例給並びに寒冷地手当を除く他の手当については、国と同様に現行の水準を維持することが適当であると判断し、次のとおり報告する。

- a 給料表
 - (a) 行政職給料表及びその他の給料表（教育職給料表を除く。）については改定しないこととする。
 - (b) 教育職給料表については、その特性を考慮のうえ現行水準を維持し改定しないこととするが、大学教育職給料表については1級を削除して4級構成の給料表とする。
- b 農林漁業改良普及手当

制度改正に伴い資格要件等が変更されることから、その内容を把握し新たに定める必要がある。
- c 特殊勤務手当

平常の業務と区分して特別な業務に携わった実績に基づいて支給されるものである。引き続き手当ごとの実態等を精査するとともに、実績を重視した支給内容となるよう検討を進める必要がある。
- d 通勤手当

交通用具使用者に対する手当については、燃料価格の動向に注視していく必要がある。
- e 特勤勤務手当、へき地手当

両手当とも同様の趣旨の手当であるが、基準の違いから同一地域であっても級地、支給率が異なるという問題がある。現在、国では両手当の見直しが始まったところであり、その動向を注視しながら検討を進める必要がある。
- f 教育職員の諸手当

行政職等と同様に改定しないこととするが、今後、国及び他の都道府県の動向を注視しながら検討を進める必要がある。
- g その他

人材の確保が困難な職（主として獣医師）の処遇について検討する必要がある。
- (イ) 給与制度の見直しについて

本県における給与制度については、職務給の原則に従い見直しや制度改正を進めてきたところであるが、採用年次を重視した昇格運用や特別昇給等が行われてきた結果、職員の給与が年功的となっている。この点については、包括外部監査においても同様の指摘がなされたところである。

職員の昇任、昇給にあたっては、新たな人事評価システムを確立し、能力・実績を反映する給与制度となるよう、国の動向にも注視しつつ転換を進めていく必要がある。
- (ウ) 人事管理上の課題について
 - a 総労働時間の短縮

各任命権者においては、年次有給休暇の取得促進、時間外勤務の上限設定、ノー残業デー、労使一体となった検討会の実施などにより一定の成果をあげているが、平成15年をみると、なお不十分と言える。政府目標である1800労働時間に向けて、さらに取り組みを強化する必要がある。

教育職員の終業時間から退庁時間までの実態調査によると、2時間以上の時間外在が相当の割合であることから、引き続き実態把握に努めるとともに、原因の一つと考えられる部活動やいわゆる補習などとの関連についても検討が必要である。
 - b 健康管理対策

各任命権者においては、メンタルヘルス対策として相談窓口の設置や研修会を行っているが、さらに職場に定着させるため、職場研修による偏見の除去やマネジメント強化等の対策を推進する必要がある。

受動喫煙防止対策は着実に進展しているが、一部の職場について対策が実施され

ていないので、早急に改善を図り、すべての職場で受動喫煙ゼロが達成される必要がある。

c 男女共同参画社会の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、女性の管理職への積極的な登用や、意思決定過程への参加機会の充実が必要である。

また、各任命権者においてセクシュアルハラスメントのない職場づくりのために、研修の実施、パンフレットの配布等の取り組みを進めているが、今後とも継続的に職員の教育に努める必要がある。

d 休暇の拡充

少子化対策や地域における行政と住民の協働の推進などの観点から、現行の子育てやボランティアのための休暇制度について検討を加えるとともに、職員を取り巻く諸事情にも対応する無給休暇制度について、具体化に向けた検討を進める必要がある。

e 研修の充実

地方分権の進展に伴う行政の高度化、専門化に対応するとともに、職員自らの能力向上への意欲に応えるため、研修の充実が必要である。

(I) 勧告実施の要請について

給与勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保することを目的とするものであり、長年の経緯を経て県民の理解と支持を得ながら職員給与の決定方式として定着し、行政運営の安定に寄与してきている。

特に、近年は行政ニーズが増大するとともに、複雑・多様化する困難な仕事が多くなっている中で、個々の職員は強い使命感をもってこれらに立ち向かっており、職員給与は、そのような職員の努力や成果に的確に報いていく必要がある。

しかしながら、8月からさらなる減額率の引上げを伴った特例条例による給料の減額措置は、財政再建団体への転落を回避するための緊急避難的なものであるとはいえ、職員の生活に与える影響は極めて大きいものであり、諸情勢が整い次第、本来あるべき職員の給与水準が確保されるべきと考える。

議長及び知事におかれては、この報告並びに勧告に深い理解を示され、適切な対応をいただくよう要請する。

勧 告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

ア 改定内容

(ア) 給料表

県立学校の教育職員の給与に関する条例に規定する、現行の大学教育職給料表を別記第1のとおり改定すること。

この給料表への切替えは、別記第2の切替要領によること。

イ 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施すること。

(別記第1及び第2 省略)

(参考) 勧告の取扱い.....本委員会の勧告のうち、寒冷地手当については条例公布の日(平成16年10月12日)、給料表については条例の公布日の属する月の翌月の初日(平成17年1月1日)から改定がなされた。

勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 16 年度中において措置の要求はなかった。
また、係属中の事案もなかった。

不利益処分に関する不服申立ての状況

平成 16 年度中において不服申立てはなかった。
また、係属中の事案もなかった。